

議案第 1 7 0 号

さいたま市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて
平成 1 9 年 1 2 月議会において議決を得たさいたま市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について（議案第 1 9 2 号。平成 2 4 年 1 2 月（1 1 月繰上げ）議会（議案第 1 9 0 号）において議決を得て一部変更）、下記のとおり取り消すため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 1 3 年法律第 1 2 0 号）第 3 条第 5 項後段において準用する同条第 3 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

次の表に掲げる郵便局の指定を令和 9 年 5 月 3 1 日をもって取り消す。

郵便局の名称	
指扇駅前郵便局	浦和神田郵便局
大宮清河寺郵便局	浦和栄和郵便局
大宮郵便局	浦和白楸郵便局
大宮吉野町郵便局	浦和領家郵便局
大宮盆栽町郵便局	浦和曲本郵便局
大宮奈良郵便局	浦和大谷口郵便局
大宮北袋郵便局	美園郵便局
大宮三橋一郵便局	浦和代山郵便局
大宮三橋四郵便局	岩槻和土郵便局
大宮南中野郵便局	岩槻上野郵便局
与野大戸郵便局	川通郵便局
与野円阿弥郵便局	慈恩寺郵便局
与野鈴谷郵便局	岩槻西原郵便局
浦和大久保郵便局	